

## 預金口座振替規定

1. 私(預金者)が支払うべき納付金について名古屋市から貴金融機関に納付書又は電磁的記録(以下「納付書等」という。)が送付されたときは、私(預金者)に通知することなく、納付書等に記載された金額を預金口座から引落しのうえお支払いください。

なお、振替日に変更された場合には、納付書等に記載された日をもって処理されてさしつかえありません。

2. 預金の引落としにあたっては、当座勘定約定書又は普通預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金規定にかかわらず小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。

3. 振替日において、納付書等の金額が預金口座から払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく、納付書等を返却されてもさしつかえありません。

4. この預金口座振替契約により名古屋市に納付した納付金について、貴金融機関からの領収書又は振替済通知書の発行を省略されてもさしつかえありません。

5. この預金口座振替契約を解約又は変更する時は、所定の手続により届けます。ただし、私が収納取扱店、預金種目又は口座番号を変更するときは、私に代わって貴金融機関から名古屋市に届け出てくださいさしつかえありません。

6. この預金口座振替契約は、私からの解約の届出がないまま長期間にわたり名古屋市から納付書等の送付がない等の相当の理由があるときは、特に申出をしない限り、貴金融機関は、この契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。

7. この預金口座振替契約は、私の納付義務が消滅したとき、その他名古屋市が定める事由に該当するときは、解約又は変更されても異議はありません。

8. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴金融機関の責によるものを除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

9. この預金口座振替契約は、私が解約を申し出た場合、預金口座を解約した場合、6により貴金融機関が取扱った場合及び7により解約された場合を除き、次年度以降も有効としてください。